

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊 第 3 補給処調達部長
今野 準

公 告

下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」（平成 20 年 3 補公示第 99 号）を熟知の上、参加されたい。

記

- 1 入 札 方 式 一般競争入札
- 2 入 札 及 び 開 札 日 時 令和 8 年 7 月 2 日（木） 0 9 時 4 0 分
- 3 入 札 及 び 開 札 場 所 第 3 補給処 1 号庁舎 1 階 第 2 商議室
- 4 参 加 資 格 (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和 7・8・9 年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「物品の販売」の「A, B, C, D」等級いずれかに格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
(4) 防衛省指名停止権者又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でないこと。
- 5 入 札 方 法 (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10.0 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札金額に非課税の項目がある場合は、課税金額のみ 10 パーセントを加算した金額を落札価格とするので、見積もった金額の課税金額のみに 110 分の 100 に相当する金額と非課税金額を合算した金額で入札書に記載すること。
(2) 郵便入札 可
郵便等による入札要領について（公示第 27 号（平成 29 年 3 月 27 日））に基づき実施すること。
- 6 保 証 金 (1) 入札保証金 免
(2) 契約保証金 免
- 7 入 札 の 無 効 4 の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 8 適 用 す る 契 約 条 項 売買一般契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、検査の一部省略に関する特約条項（注1）、債権譲渡制限特約の部分解除のための特約条項（注2）、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項（注3）、生産性向上推進制度に関する特約条項（注4）資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項（注4）
（注1）：税込単価が 20 万円に満たなかった場合のみ適用される。
（注2）：中小企業信用保険法第 2 条第 1 項に規定する中小企業の場合のみ適用される。
（注3）：仕様書調達品目表に「適用する」の記載がある場合のみ適用される。
（注4）：官側が必要と認めた場合適用される。
- 9 契約書作成の必要の有無 有
- 10 入 札 に 付 す る 事 項

調達管理番号	品名	規格	数量	納地 (搬入地)	納期	摘要
M-26-021A-KA7B-KC-0215	BOLOMETER, RADIO FREQUENCY	仕様書のとおり	5EA	第 3 補給処	令和 9 年 5 月 14 日	

- (1) 説 明 会 無
- (2) 見 本 提 出 無
- (3) 内 訳 明 細 書 提 出 無
- (4) 見 積 (事 前) 提 出 有
- (5) 同 等 品 審 査 提 出 資 料 無
- (6) 仕 様 書 配 布 有
- 11 そ の 他
- (1) 端 数 処 理 入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。
- (2) 提 出 書 類 令和 7・8・9 年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し。
- (3) 下 請 負 の 制 限 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (4) そ の 他 本書記載事項の詳細及び仕様書の貸出し又は閲覧については、契約担当職員に照会すること。